

以上でございます。

○17番(堀江ひとみ君) この被爆遺構の問題につきましては、私はぜひ、図面で皆さん協議をされた段階と、それから実際にでき上がった場合ということでも違う部分があると思いますので、私はぜひ修正復元ということで、当時の実相を正確に伝えるという立場で修正復元をしてほしいということを強く求めたいというふうに思います。

あと4分ありますので、もう一点質問しますが、福祉医療費支給事業の自己負担額引き下げの問題です。これは市長が答弁をされましたので、私は、市長に尋ねたいと思います。

それから、もう一つの乳幼児医療費の現物給付の問題ですけれども、お話を聞いていて非常に長崎市の主体性がない。県の動向を見守るといふ、それはわかります。県の動向を見守るといふ状況の中で、県が例えば福祉医療費支給事業の自己負担額の引き上げについては、引き上げをしたので、提案をして、県下の市町村が引き上げを行ったと、しかし、それでよかったのかということが、少子化対策に逆行する、あるいは障害者の負担まで上げるのかということで、県の中でも検討がされているということが市長の答弁にもありましたし、私どもの県議団の中から、そういう話を聞きました。

今回の老人保健法の改悪ということで、一部負担金を引き上げたのは、私は驚いたんですけども、全国で長崎県と奈良県だけなんです。ほかには、例えば愛知県では530円の自己負担は廃止にするし、あるいは山形とかほかの2県は、そのまま530円を据え置くということをやっているわけです。全国で奈良県と長崎県だけが、530円から800円に引き上げたんです。私は、県の動向を見守るといふことではなくて、市民の暮らしを守るという立場から市長が、私はぜひ、この自己負担額の引き下げについては、逆に、長崎市が単独でできないということであれば、県との事業ですので、私は県に対して、ぜひ要望すべきだと、引き上げの議案だけ持ってくるのではなくて、引き下げの議案も持ってくるべきだと私は思うんです。

そういう意味で、県に対して要望してほしいと思うんですが、この点、最後に市長の見解を求めます。

○市長(伊藤一長君) 堀江議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

福祉医療費の問題でございますけれども、確かに、議員ご指摘のように、また、私も本壇でお答えいたしましたが、これは県と私ども市との2分の1、それぞれの補助事業でございますので、議員さんがおっしゃるような形でやれば、800円になったのはけしからんとなって元に戻すとなったら、今度は市がそれだけの分を手出しするという形になりますので、先ほど本壇での最後の部分で申し述べたと思うんですが、私も県の市長会の会長をしておりますので、町村会の皆さん方とも協議をしながら、県に対して、こういった形での改正をしたけれども、いいのかどうかと、他県の状況等もこれあり。そういう問題等の今、問題調整をさせていただいているということでございますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長(鳥居直記君) 次は、24番松尾敬一議員。

〔松尾敬一君登壇〕

○24番(松尾敬一君) 質問通告に従い、質問をしたいと思います。6番目の環境行政について、「家電リサイクル法施行後の状況について」は、昨日、同僚議員の質問がありましたので、重複をいたしますので、割愛をいたします。

まず、行政改革について。

業務の民間委託と職員数について。長崎市においては、昭和58年に長崎市行政改革大綱が示され、給与の見直しや事務事業の見直し、直営の廃止や民間委託など第1次行政改革が実施をされました。そして、伊藤市長になり、平成8年、新たな行政改革大綱を定め、効率的行政運営、効果的行政運営及び合理的行政運営の3つの基本方針のもとに5カ年の実施計画を作成し、事務事業の見直しや定員管理の適正化など行政運営全般に改革の推進を進めてきました。これまでの行革の中で、スリムな行政を目指し、民間活力の活用の面からグラバー園の管理業務、公園の維持管理業務、病院の医事業務、調理業務の民間委託など、民間でできるものは民間でとの方向で一定、進んできたと思っていますし、正規職員の給与と委託費との比較では、経済効果として、それなりの数字が出ているのも評価をいたしています。また、委託に出した職員の数だけは減少しているものと理解して

いたところ です。

ところが、数字で見てもみますと、昭和59年の正規職員が4,807名から平成12年には4,308名へ499名減少しています。臨時的任用職員が同じ年度で357名から171名へ186名の減少、合計して685名の減少をしています。一方で、嘱託職員を見ると、昭和59年250名から平成12年は872名と622名の増加をしています。これを先ほどの減少人員とプラス・マイナスすると、昭和59年から平成12年のこの16年間でわずか63名しか減少をしていません。

1年に平均するとわずか4名の減少数にしかありません。ストレートには比較にはなりません、委託費の中身をほとんど人件費として見ると、委託費の分だけ人件費が増加したことになります。表向き、正規職員の減少で行政改革が進んでいるように見受けられますが、事務事業の見直し、能率の向上等、ほとんど進んでいないのではないかと思います、当局の見解を求めます。

2番目に、教育行政について。

まず、学校週5日制に伴う諸課題について。我が国の学校が明治以来伝統的に継続してきた学校週6日制を転換して、平成4年9月から月1回の5日制に踏み切り、続いて平成7年4月から月2回の5日制へと移行し、いよいよ来年度、平成14年の4月から完全学校週5日制へと切り替わろうとしています。

日本の学校教育が世界的に見て高度の教育水準を維持してきたとはよく言われていることであります。特に戦後の教育は、高校進学率の高まりが端的に示すように、量的にも質的にも拡大・充実してきたことはたしかであります。このことは、我が国が追いつき追い越せ型の教育システムを構築してきた結果といえると思います。この追いつき追い越せ型の教育システムとは、極めて単純化していえば、6・3・3・4制といわれる小・中・高・大学への進学過程を単線型にすることによって、学年の教育水準を定型化し、そこで獲得する知識量を競わせ、教育システムとして機能してきたといえると思います。しかし、この教育システムが学校週5日制体制で維持・微調整できるかといえば、非常に厳しいのではないかと思います。

そこで、学校5日制の目的であります、月2回実施に向けた平成7年、旧文部省では5日制実

施の留意点として4点まとめてあります。

1つ、学校教育においては、子どもがみずから考え主体的に判断して行動できる資質や能力の育成を重視する方向を一層徹底する。

2つ、各学校においては、指導内容の改善や指導方法の工夫をするなど、学習指導の一層の充実を図り、子どもが学習負担を増大させないよう配慮しながら教育水準を確保するよう努めること。

3つ、学校は、家庭や地域社会とともに子どもを育てるという観点に立って、保護者や地域住民の期待に応えるとともに、家庭や地域社会との連携や協力を一層深めること。

4つ、家庭や地域社会においては、子どもがゆとりある生活の中で人間形成の基礎を培い、豊かな自己実現を図るようにするとともに、子どもがさまざまな体験を通して生き方を学んだり人間性を高めたりするよう配慮することとなっています。

これら4つの留意点をまとめて言えば、1つは、新学力観を一層徹底すること、2つは、学校の創意工夫によって教育水準を確保すること、3つは、学校と家庭、地域社会との連携・協力の必要性、4つは、子どもの体験の拡大によって豊かな人間性を高めることといえると思います。だが、それは果たして可能であろうかと思うのであります。

学校5日制が完全に実施されるためには、クリアしなければならない課題が幾つもあるかと思いますが、以下4点について質問いたします。

1つ、授業日数減少に伴う授業内容、学校行事の変化。

2つ、児童生徒及び保護者に対する教育。

3つ、地域社会との連携。

4つ、施設の開放と管理をどう考えておられるのか。

以上4点について見解を求めます。

次に、立神小学校跡地の活用についてお尋ねをいたします。

立神小学校は明治41年創立をされ、大正、昭和、平成と4つの時代を経て、その使命を終え、94年間という長い歴史に本年3月31日幕を閉じました。本来ならば、先ほどの質問事項のように、地域文化の中心として、その役割が今後ますます重要とされる学校が閉校のやむなきに至ったことは、時代の流れとはいえ、地域に携わらせていただいた者として大変寂しく、残念に思うところでありま

す。

ここ数年、少人数だからこそという利点を生かしているような工夫をしながら、運動会を初めとする学校行事、秋祭りなどの地域の行事等、まさに地域と密着した活動が見られました。子どもたちは、本年4月より小榊小学校でたくさん子どもたちと元気に学んでいると伺っています。これからは、多くのこと学び、たくましく健やかに成長することを願っておりますが、立神小学校跡地の活用について、検討状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

3番目に、いこいの里事業について。

園芸福祉(園芸療法)をいこいの里事業への取り組みをということで質問をいたします。

高齢化社会が進む中、障害者や高齢者のためのバリアフリー化が論議されるようになり、健常者だけの世界から障害者や高齢者の人々を含めた社会へと進みつつあります。また、教育についても、国や地方での教育のあり方が論議をされています。地域の教育の中で、地域の出来事や古くから伝わる伝統的なものにも目を向けられています。また、地域の中で高齢者とゲートボールなどを通じての触れ合い、障害者との触れ合いなども行われるようになってきました。

障害者の団体が小学校の子どもたちを通じて各学校で障害者の置かれている立場を子どもたちに話しかけることも行われるようになってきました。まさに福祉と教育の連携であります。

最近、NPO(非営利組織)の福祉面での取り組みが各地で行われるようになってきました。高齢者や障害者に対する園芸療法の効用であります。園芸療法とは、治療リハビリテーションの専門的な管理プログラムの手法として、植物や園芸作業を用いることであります。園芸療法は身体的・精神的リハビリテーションや自立のための職業訓練などの医療や福祉の現場で活用をされています。最近ではボランティア活動、コミュニティー、地域づくり、職場環境づくり、生涯学習、世代間交流、幼児期からの心の教育などのさまざまな場面で適用をされています。

園芸作業を通して、みんなと一緒に植物を育てる時間は、一人ひとりに責任感をはぐくみ、将来の可能性を実感させてくれます。花との時間の共有は障害者や高齢者を問わず、すべての人に相手

の立場を考える優しい気持ちを芽生えさせます。そして植物は、だれもがだれかの役に立ちたい、必要とされたいと思う気持ちをかなえさせてくれます。開化のための合間、例えばつぼみや落下した花は、花盛りの時間的余白であり、夏の暑さをしのがせてくれる木陰は、空間的余白とも言えると思います。こういった植物の余白は、これまで我々が見過ごしがちであった身近な豊かさを気づかせてくれます。植物や自然が人々の心身にとって治癒力を高めたり、何らかの希望を与えてくれる存在だということは、だれもが知っていると思います。

園芸療法は、植物と人間のかかわりの中で、植物の成長過程を追いながら、動作体験と感覚体験との相互作用を繰り返し、心身の障害やストレスを取り除こうとする治療法です。欧米ではかなりの評価を受け、国内でも療法として導入されているところが多くなっています。また、それぞれの学校では体験学習の一環として稲作など作物をつくり育てることを学び教えています。

こうしたことから、一つの農園を通じて障害者や高齢者が園芸療法の効用による心身の障害やストレスを解消する。子どもたちは農園での体験学習を得ながら、障害者や高齢者との触れ合いを通じてお互いの立場を理解することができるなど、子どもたちが育っていく上で大きな経験をすることができます。こんな園芸療法をぜひいこいの里事業で取り組み、あぐりの丘を福祉の拠点にしていく考えはないか、当局の見解をお尋ねいたします。

4番目に、下水道工事、私道への本管布設の関係で市民周知と着手時期について質問いたします。

市長は、本年度の施政方針説明の中で、公共下水道については、平成8年度を初年度とする第8次下水道七箇年計画に基づき整備普及に努めてきた結果、平成12年度末の普及率は74%程度になる見込み、今後とも引き続き普及促進に努める。また、私道や低地であることから水洗化が遅れている地区や家屋については、申請手続きの迅速化を図り、水洗化の促進に積極的に取り組んでいきたいとの説明をされました。

そこで、お尋ねをいたします。

私道への本管布設の時期についてであります。平成11年の同僚議員の質問に対し、申請受理後、

着手までに特に問題がなければ、基本的には1年以内に着手するとの当時の下水道部長の答弁があります。しかしながら、1年以内の着工が特に問題がないにもかかわらず、守られていないことが見受けられますが、当局の見解を求めます。

また、私道への申請についての周知が行き渡っていないように思いますが、どのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

5番目に、公園の整備について。

1つ、浦上川右岸について質問いたします。浦上川右岸の整備事業については、私も過去、質問をし、平成7年の同僚議員の質問に対し、ここは県が昭和62年から河川管理敷と河川環境整備を兼ね災害復旧事業として行っていて、都市公園として長崎市へ整備、管理する要望がある。しかし、公道からの連絡通路が少ないことなどの問題点があり、都市公園として維持管理するにこれらの問題解決が先決であり、とりあえず高木の植栽など緑化に努力するとの答弁があります。その後、高木やあずまや、ゲートボール場等整備をされていますが、ブリックホール等のオープンもあり、歩行者、軽スポーツなどを中心に利用者が増加しつつあります。

そこで、照明やトイレなど、地元や利用者より要望が多くされていますが、県との協議、今後の見通しについてお聞かせください。

2つ、ねずみ島公園の整備。小櫛地区も本年秋には木鉢ニュータウンが完成し、平成17年には女神大橋がつながり、大きく変貌しようとしています。そういった中、市民の水泳道場として親しまれてきたねずみ島も、ほとんど周囲が埋め立てられてしまいました。そのねずみ島を公園として地元の要望もあり、昭和63年、階段部分や山頂広場の整備が行われました。その後の整備の見通しについて平成4年の議会での質問の折、長崎港の港湾計画との整合性を図りながらの整備をとの答弁がありますが、その後の状況についてお尋ねをいたします。

6番目に、環境行政について。

ごみ袋の有料化に対する対応。本年度の施政方針説明の中で、市長は、ごみの適正処理及び減量化、再資源化を図り、循環型社会への転換を積極的に進めていく。その施策の一環として、平成14

年2月からごみ袋の指定及び有料化を実施する。長年の懸案であったごみ袋の指定及び有料化については、類似都市の実施状況なども踏まえながら導入の必要性や具体的な方法等について検討をしてきたが、昨年、長崎市リサイクル推進協議会や長崎市廃棄物対策市民懇話会から、ごみ袋の指定及び有料化制度を導入すべきであるとの意見を受け、本年1月に清掃審議会に諮問した結果、同様の答申をいただいた。導入に際しては十分な啓発活動を行うとともに、色分けしたごみ袋を指定することにより、ごみの分別排出を徹底し、ごみ減量の意識づけにつなげていきたいと表明をされていますが、その後のごみ袋有料化の諸課題に対する準備状況について伺います。

また、これまで毎年6,000万円から7,000万円をごみ袋の購入などに充てられてきましたが、その費用をお買い物袋またはエコ袋など、ごみの減量化への一環として市民へ還元する等の考えはないか、お尋ねをいたします。

7番目に、里道の自治会施行工事について。

里道の自治会施行工事については、昭和29年から自治会施行制度として、市が原材料を支給し、技術職員を派遣する中で、地元自治会が材料の運搬などの労力提供を行う方法で実施してきましたが、高齢化などにより年々厳しくなってきた。

そこで、平成11年の同僚前田議員の質問の答弁で、原則として請負工事で平成12年度から対応していきたいとの答弁がっております。しかしながら、昨年から今年にかけて、従来どおりの労力提供の形での工事が施工された箇所がありますが、これはどうしてなのか、説明をいただきたい。

また、今年度の予算も自治会施行事業費として約4,400万円、請負施行事業費として約2億2,700万円計上をされていますが、どうしてなのか、説明を求めます。

以上、本壇からの質問を終わります。

= (降壇) =

○議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長（伊藤一長君） 松尾敬一議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、いこいの里事業の園芸福祉（園芸療法）への取り組みについてでございますが、長崎市いこいの里「あぐりの丘」は、いこいの里全体計画

の約230ヘクタールのうち、約50ヘクタールを平成10年7月に農業公園型施設として開設したものでありますが、これまで長崎ファミリーリゾートに管理委託していたものを改めまして、本年4月1日より経営健全化に向けまして、議会のご指摘等もありまして、長崎市の直営方式による運営を行っているところであります。

運営体制といたしましては、職員4人、嘱託10人の計14人体制とし、花畑・花壇・樹木等の維持管理、動物の飼育、各種体験教室の実施、フリーマーケット等イベントの開催、さらに、5月1日からの駐車場有料化に伴う料金徴収等の業務を行っているところであります。

4月以降の入園者数でございますが、駐車場有料化やゴールデンウィーク前半の天候不順による影響等が懸念されたにもかかわらず、5月末現在でございますが、昨年同月の入園者数をわずかではあります上回るなど、おかげさまで増加の傾向に転じております。これは弁当持ち込みあるいはフリーマーケットの定期開催などの効果と、さらには駐車場料金に対する入園者の抵抗が少なかったことによるものではなかろうかというふうに考えているところでございます。

また、今年度は、四季折々の花の充実はもとより、弁当持ち込みやフリーマーケットの継続とあわせ、新規企画といたしましてガーデニング、炭焼き体験、ボランティアの組織化、遊具の設置等を計画しており、市民により親しまれる施設としての充実を図っていききたいと考えております。

松尾敬一議員ご指摘の障害者・高齢者のための園芸福祉（園芸療法）への取り組みにつきましては、欧米では、園芸活動がもたらす精神的効果を利用し、既に福祉活動や治療法として確立されておりまして、我が国におきまして、その効果が注目されておりますが、まだ歴史が浅く、広くは普及していない状況にあるようでございます。

このような中、いこいの里におきましては、園芸のもたらすさまざまな効果に着目をし、あぐりの丘を会場として、家族、老人、児童生徒等を対象に、種や苗から花を育てるを通じ、土と緑に親しむ場を提供することを目的といたしましたガーデニング講習会を開催することとし、現在、具体化に向けた検討を進めているところであります。特に、このガーデニングは、障害者・高齢者

の精神的・身体的リハビリテーションへの効果が立証されておりまして、ご質問の趣旨に沿ったものではなかろうかというふうに考えております。

今後も、さらに園芸福祉（園芸療法）等につきましてもの研究を進めながら、ガーデニングとのより効果的な連携が図られるよう検討を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくご意見申し上げたいと思います。

次に、環境行政でございますが、2点目のごみ袋の有料化に対する対応についてお答えいたしたいと思っております。

色分けしたごみ袋を指定することで、ごみの分別を徹底し、無料配布を廃止して、ごみ袋を買ってもらうことで、ごみの減量に対する意識を持っていただくことを目的といたしまして、ごみ袋の指定有料化を実施するものでございます。

来年2月からの実施に向けまして、本年4月から市民グループや地域団体等に対するごみ分別の説明会へ積極的に出向きまして、ごみ袋の指定有料化の説明を行っているところであります。6月からは東部地区を皮切りに、783の全自治会を対象にした説明会を開催させていただきたいと思っております。また、自治会未加入の方につきましては、大学新入生の例えばオリエンテーリングでの説明あるいはパンフレットの配布、不動産業者の方のご協力を得たチラシの配布などをこれまで実施しており、今後もさらに自治会未組織団体への説明会等の対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

今回の説明会では、単に、ごみ袋の指定有料化の説明だけではなく、長崎市のごみの現状を説明し、今、ごみの分別やごみを減量することがいかに必要かをご理解いただくとともに、生活の中で、どうすればごみが減らせるのか、具体的に示しながら、ごみ減量を訴えていきたいと考えているところでございます。

事業所に対しましては、自治会説明会とは別に、一般廃棄物収集運搬許可業者を対象とした説明会を6月中旬に実施をし、商店街・市場、各業界団体に対する説明会も順次開催する予定でございます。

さらに、市民の皆様にも広く周知を図るために、広報ながさきあるいは週刊あじさいを初めとする市政情報メディアの活用は言うまでもなく、テレビ、ラジオ、新聞、電車等、さまざまな広告の媒

体を利用した広報活動も用意しております。

今回の指定有料化の目的である分別が徹底をし、ごみの減量を図られれば、埋立地の延命化や焼却施設の維持管理など、長期的に見れば相当な経済効果につながるものと考えております。目的が達成されますように積極的な今後とも私ども周知徹底を図ってまいりたいと思います。

また、松尾議員ご指摘のごみ袋の無料配布を廃止することで不要になります経費約7,200万円前後のお金でございますが、この活用についてでございますが、今年度は、自治会等の集団回収補助金の増額や従来のコンポスト容器の購入補助に加えて、新たに電動生ごみ処理機への補助金創設等を行っておりまして、今後も市民の再資源化への活動に対する支援策や蛍光管のリサイクル処理及びプラスチック製容器包装の分別収集など、さらなるリサイクルの推進と市民生活の改善に、この財源につきましては活用してまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、私の本壇よりの答弁を終わらせていただきまして、他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。＝（降壇）＝

○総務部長（岡田慎二君） ご質問の第1点目でございますが、行政改革について。詳しくは業務の民間委託と職員数についてということにお答えをいたしたいと思っております。

本市におきます行革につきましては、議員さんの方から過去をさかのぼってご説明がございましたが、私どもは、平成8年度から12年度までの行政改革の大綱を策定いたしまして、あわせて5カ年の実施計画に作成いたしておりますけれども、これが昨年で終了いたしまして、このほど、新たな行革大綱の改定と、それから5カ年の実施計画を作成しておりまして、これまで同様、積極的に行革を進めてまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

この行革への取り組みのうち、民間委託の推進につきましては、行政と民間の役割分担を踏まえながら、民間の側においてより効率的な執行が期待できると判断される場合におきまして、民間の技術、経験、能力等の有効活用を図ろうとするものでございまして、行政責任の維持・確保に留意

しつつ、経済効果だけでなく、市民サービスが低下しないこと、きめ細かなサービスを確保すること、公共性の確保を図るなど、委託の効果と課題を多角的に検討しながら計画的に推進してきたところでございまして、このような考え方にに基づき、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの民間委託の実施状況といたしましては、先ほどご説明がございましたように、グラバー園の維持管理、西工場の操作委託、公園の維持管理、下水処理場の維持管理、病院の医事業務や調理業務の委託等といったことを計画的に推進しましたところ、これらにつきましては、所期の目的に沿った一定の成果があったというような判断をしております。

このように行政改革を推進することにより、職員の縮減を図り、計画当初に掲げました5年間で約355人の縮減と、それ以外の見直しを随時図りながら、目標以上の人員縮減を行ってきたわけでございます。しかしながら、松尾議員ご指摘のとおり、正規職員の縮減が図られる一方で、嘱託職員がふえてきているということも、また事実でございます。

嘱託職員の配置につきましては、要綱に基づきまして、正規職員について定める勤務時間や勤務日数を勤務して処理するまでもない業務や一定期間内に終了します臨時的な業務等で必要に応じて任用をいたしておるわけでございます。嘱託職員がふえることの要因といたしましては、介護保険など新たな制度の導入やさまざまな新規業務の発生に対しまして、全体の業務を見直す中で嘱託職員でできる業務等の集約を図り、嘱託職員と併用することで正規職員の増を極力抑えてきたという経過がございます。

ちなみに、今、正規職員の人件費ですけれども、150万円の事業主負担を入れまして、正規職員で900万円という実態にございますが、一方、嘱託職員は250万円ということでございます。

私どもは、決して安易に正規職員の肩代わりを単価差の安い嘱託職員にさせるということは慎まなければいけないと考えているところでございます。しかしながら、嘱託職員がふえるということは、その分、人件費が確かに増大することになることから、一定、見直しを進めていく必要があると十分私どもも認識をいたしておるところ

でございます。毎年実施しております定員適正化のヒアリングの中で、今後も十分精査してまいりたいというふうに考えております。

また、今後、新たな業務等の発生により増員が必要な場合におきましても、既存業務の一層の見直しや事務改善等の実施により、極力既存の体制で吸収できるように努めながら、適正な事務執行体制の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長(梁瀬忠男君) 教育行政についてお答えいたします。

まず、第1点目の学校週5日制に伴う諸課題についてでございます。

今回の学習指導要領の改訂は、平成14年度からの学校週5日制の完全実施に対応したものとなっております。学習内容の約3割、学習時間の約1割を削減し、学校生活にゆとりを持たせ、「繰り返し学習」など、これまで以上に基礎基本の定着を図るようになっております。

また、学校行事や総合的な学習の時間において、より一層学校の実態に即した体験的な活動が充実されるものと考えております。

市教育委員会といたしましては、既に地域に根差した特色ある教育活動の推進を図り、生きる力、すなわち子どもたちが生涯にわたり主体的に学習する力や豊かな人間性の育成を目指しているところでございます。

学校週5日制の実施につきましては、これまで平成4年、平成7年と段階的に進められ、広く周知徹底を図ってまいりました。その結果、市PTA連合会や育成協議会等におきましても、「休みの日の子どもたちの過ごし方について」協議を深めていただいているところでございます。

今後、さらにさまざまな機会をとらえて、保護者や地域に対し、趣旨の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、学校週5日制の完全実施に伴い、学校、家庭、地域における子どもたちの生活をより楽しく、充実したものにするため、これまで以上にそれぞれの教育力の向上と連携がさらに重要になってくると認識しております。

学校におきましては、総合的な学習などにより、子どもたちが学校から地域に出かけて行ったり、

地域の人材を活用したりして地域との連携を深める学習の位置づけに心がけております。

一方で、地域の声を学校に反映させる学校評議員制を今年度から実施をいたしまして、学校と家庭・地域社会が相互に連携を図れるように努めているところでございます。

また、家庭におきましては、子どもとの触れ合いを大切に、心に残る思い出づくり等、温かい家庭生活が求められております。

今後、学校・家庭・地域の三者の連携を密にいたしまして、学校週5日制の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校週5日制に伴う施設の開放等についてでございますが、現在、第2・第4土曜日の学校施設の開放を、日曜日などの休業日も含めました形で統合を図り、遊び場開放やスポーツ開放として、小中学校の運動場や体育館等を利用できるようにし、地域に開かれた学校を推進しております。

また、科学館や市民総合プール等、多くの公共施設を無料で開放したりしております。

さらに、社会教育におきましても、各青少年育成協議会や子ども会等が地域ぐるみで主体的な活動に取り組んでいるところでございますが、市教育委員会といたしましては、公民館等で映画やものづくり教室など、子どもを対象にした青少年いきいき講座を開設しております。

さらに、各施設の情報や地域行事などを載せた機関紙を各家庭に配布したり、伝承遊びや冒険的な活動、ふれあい体験活動など、地域の子どもの主体的に活動できる場を設けたりしております。

今後、市教育委員会といたしましては、さらに開放事業の内容充実と関係機関の施設の利用促進に努め、完全学校週5日制の円滑な実施へ向けて努めていく所存でございます。

次に、2点目の立神小学校跡地の活用についてでございます。

立神小学校につきましては、本年3月末をもって小榊小学校への統廃合を実施いたしております。

ご質問の立神小学校跡地の活用についてでございますが、平成13年2月に地域自治会、立神小学校及び西泊中学校PTA関係者による長崎市立立神小学校跡地活用地域協議会を立ち上げさせていただきました。同校の跡地活用のよりよいあり方

につきましてご協議をいただき、これまで3回の会議を実施しております。同協議会におきましては、小学校跡地の暫定活用といたしまして、学校運動場につきましては、地域自治会と使用貸借契約を締結の上、地域住民に開放をいたしております。体育館につきましても、学校廃止前と同様、地域スポーツ団体への開放を実施しており、また、教室につきましては、その一部を市におきまして保存文書用の書庫として活用する準備を現在進めております。

今後の本格的な跡地活用につきましては、同協議会におきまして、できるだけ早い時期に有効な活用策を決定するよう、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下水道部長（上野精一君） 私道への下水道污水管布設について、住民への周知と工事の着手時期についてお答えいたします。

本市の下水道整備につきましては、平成13年3月末時点で、人口普及率は73.8%となっております。

私道污水管布設につきましては、道路としての形態を有し、かつ生活道路として複数の人が利用している道路で、所有者の異なる家屋が2戸以上あり、当該私道の土地所有者の使用承諾が得られることを条件に、公共下水道と同様の取り扱いで污水管布設を行っております。

さて、議員ご指摘の私道申請手続きの市民の方々への周知につきましては、広報ながさきへの掲載と、毎年9月に実施している下水道促進デーにおきまして制度等の周知を図っております。さらに、公道の下水道本管布設工事の説明会に際し、地元住民の方々に私道申請手続きなどについて説明を行っているところであります。

今後とも、私道污水管布設の整備促進を図っていくために、現在、私道に関する制度を記載したパンフレットを作成中であり、このパンフレットを有効に活用し、下水道本管工事とあわせ、地元自治会などに私道申請の手続きについて、なお一層周知を行っていきたいと考えております。

次に、私道敷地内における污水管整備の着手時期につきましては、私道の申請を受理後、特に問題がない限り、基本的には1年以内に着手する方針に変わりはございません。しかしながら、私道

の申請受理箇所で、特に必要なところにつきましては、工事の発注に先立ちまして、試掘などの事前調査や測量・設計等には着手いたしますが、1年以内に着工できないところもございます。また、私道の申請受理箇所周辺の本管が未整備であったり、施工に時間を要する場合等には、私道の申請受理後、1年以内に工事に着手できないことがございます。

このような場合には、申請者の方々に対して、状況をご理解いただくために、事前に十分なご説明を行うようにしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、私道の申請を受理後、特に問題がない箇所につきましては、今後とも、基本的には1年以内に着手してまいりますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

以上です。

○都市建設部長（諸岡克重君） ご質問の5点目の公園整備についてお答えいたします。

本市の公園整備につきましては、緑のマスタープランを指針に、公園・緑地などの全市的な均衡を図りながら整備を進めているところでございます。

ご指摘の稲佐橋から梁川橋に至る浦上川右岸の環境整備につきましては、県において、高木を主体とした整備を行い、本市で維持管理することについて県より要望を受けておりますが、この河川敷につきましては、公道からの出入口が少なく、しかも、民有地の裏側であることから、市が公園として管理するためには、利用者の安全性や利便性を図る上からも、現在利用されている通路のほかに市道と連絡する新たな通路の確保が必要であります。

このため、県へ少なくとも1カ所の通路の確保とあわせて高木の植栽等についてお願いをいたしてきたところでございます。しかしながら、新たな連絡通路の確保は困難であり、県で管理できる範囲で整備を行いたい旨の回答がっております。現在、県施行で、園路、ゲートボール場、部分的な高木の植栽等は整備されたものの、トイレ、水飲み場、照明施設等の整備は行われていない状況にあります。

当該地は、地域住民の利用のみでなく、周辺地域と調和した河川環境の整備を図る必要があることから、平成11年度及び平成12年度の県・市連絡



協議会の中でも、区域全体にわたっての高木の植栽やトイレ、水飲み場、照明施設等の要望を行ってきたところでございます。

今後とも、より多くの市民の方々に安全に利用いただけるよう、連絡通路の確保を含めて、改めて県に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、ねずみ島公園の整備についてでございますが、同公園は、長崎港玄関口に位置する面積約1.7ヘクタールの豊かな自然を有する風致公園として、昭和26年に都市計画決定を行っており、また、古くから水泳道場が開かれるなど、多くの市民に親しまれてきたところでございます。

このような中、県が計画を進めております長崎港港湾計画において、ねずみ島公園付近をさらに埋め立て、緑地等の整備も予定されているところでございますが、具体的な整備計画、着手時期の見通しのめどは立っていない状況でございます。

したがいまして、ねずみ島公園の整備につきましては、今後の長崎港港湾計画の具体的な整備計画、着手時期の見通しが立ち次第、緑地整備計画等との整合性を図り、また、風致の維持等にも配慮しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○土木建築部長(向井正人君) 里道の自治会施行工事についてお答えをいたします。

里道の自治会施行につきましては、里道が市民生活を支える重要な生活道路として利用されていることから、自治会からの要望を受けて、市からの原材料の支給及び技術職員の派遣による労力の提供により生活道路の整備を行うもので、昭和29年の自治会発足時から現在まで引き続き実施され、生活環境の向上に大きく貢献したものと考えております。しかしながら、近年の高齢化の進行や共働き世帯の増加などにより、地域住民の方々からの労力の提供に頼るべきではないとの考えに立ち、市民の要望に応えるためには、今後は原則として請負工事による整備に移行することにしております。

自治会施行の現状といたしましては、最近では請負工事の比率が年々高まってきてはおりますが、要望箇所を地元自治会の方と現地を調査し、協議する中で、早急な対応が求められる場合、自治会

から労力の提供を申し出てこられた場合、あるいは市からの技術職員の派遣で施行できる程度の小規模な場合などには、従来の方式で自治会施行を実施しているところもでございます。

今後は、地元自治会と十分協議をし、請負方式への移行をさらに進めていくこととしております。

それと、予算で自治会施行事業費と請負施行事業費がございます。自治会施行事業費の大部分は、原材料の購入費で、市に現場事務所がございます。この職員が自治会の要望を受けて工事を行うためのものと、まだどうしても材料がほしいところが、茂木とか東長崎、三重とかございますので、その材料購入費を予算化しているものでございます。

以上でございます。

○24番(松尾敬一君) 答弁をいただきましたので、2、3再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、職員数、民間委託の関係であります。嘱託職員を見ると、ここ6年でも259名増加をしておりますし、職種別に見ると、専門職が平成11年の175名から155名へと減少をしているのは理解できるんですが、むしろ、私が考えるのは、嘱託の任用というか採用というか、これに関しては、専門職員がそのタイミング、その都度に、事業が変わるごとにいろんな形で増加する、減少することも含めて異動するというのはわかるわけですが、一般事務職員が平成7年から13年にかけて約100名、保育士・寮母さんが約25名、医療関係が約50名ほど増加をいたしております。これは従来、私も行政改革の中で正規職員で頑張りなさいということによってきたことが、一つは、民間委託に出した後、安易に嘱託の採用の中で逃げておられるのではないかと。

先ほど本壇からも言いましたように、行政改革あるいは仕事の改善への努力というのが本当になされているのか、疑問視せざるを得ません。特に、同僚議員が後ほど質問をしますが、電算化の関係とかペーパーレスの関係とか、すればできることをなかなか突っ込んでいかない。そんなことが正規職員が減少をすると、安易に嘱託職員に振り替えているのではないかと不信感を抱かざるを得ないわけですが、一つには、先ほど申しました一般事務の100名、保育士・寮母の25名、医療関係が50名、この増加している要因は何なのか、説明をいただきたい。

あわせて、この嘱託の数の管理というか、今、無秩序に増加をしている、こういうことを考えれば、嘱託の定数をつくるべきではないかというふうにも思いますが、当局の見解を求めたいと思います。

それから、公園の整備の関係についてですが、浦上川右岸につきましては、昭和62年からということだと、もう15年。15年かけて、まだ公道との接続点が見出せない。そうしながら公園としての態勢は進んでおる。市民が公園として思っているわけです。公園として思っているのに、「議員さん、なして公園にトイレがなかと、照明のなかと」と、こう言われるんです。いろんな県との関係もあると思いますが、特にここいらは、近くに中学校、高等学校もございます。先ほど本壇から言いましたように、ブリックホールもオープンをしまして、夜間にここの通行は結構多くなっております。私も何度か通行をしたことがあります、非常に暗くて足元が危ないと痛感したところですが、ここでもし事故があったら、どちらが責任を取るんでしょうか。説明いただきたいと思います。

○総務部長（岡田慎二君） 嘱託の増の要因ということのご指摘ですが、その前に、先ほども嘱託の配置の考え方については、幾つか申し上げましたけれども、これまでいろんな業務の用を極力、既存の体制での見直しの中で、あえて正規である必要がないもの、あるいは勤務時間でフルタイムで配置する必要がないというものにつきましては、嘱託職員の配置を進めてまいったという事実は確かにございます。

もう一つは、私どももいろんな業務を民間に委託をしているわけですが、行革の中で民間に委託した業務につきましては、基本的には、その他の部分を嘱託で対応するというのは、原則的に可能な限り避けるという形でできておりますので、これまで増加した要因といえますが、主なものを幾つか挙げてみますと、まず、医療技術系につきましては、当然、病院関係の行革もございますので、正規が退職した後は不補充と、その後を嘱託で埋めるという考え方に立っております。これは実質的には職場との話し合いの中で、どうしてもその要員が必要だという考え方の中での整理でございます。

それから、これは同じく現業職員もそうござ

いますけれども、これまで現業職員の職場の委託につきましては、職員の定年退職を待って委託を実施するという経緯がございますので、この委託に実施されるまでの間の必要な要員の配置あるいは清掃現場のように季節的な要員とか、そういうものもでございます。

それから、一般職員につきましては、これまでのいろんな業務の増あるいは職場でのあえて正規を配置するまでもないというような形の中での見直しを実施してきた経過でございますけれども、この管理につきましては、必要の都度、私ども総務部の行政体制整備室でその都度、整理をして必要性を判断しているということでございますし、また、あわせまして毎年の正規職員も含めました翌年度の定員管理という部分でも、嘱託の配置も含めて精査をするという形でこれまでできております。

したがって、私どもも、先ほどご指摘がございましたように、行革の肩代わりという気持ちでは決してございませぬけれども、いずれにしても、これまでに配置されました嘱託の必要性も改めて十分精査しながら効率化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（伊藤一長君） 松尾敬一議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

浦上川の右岸の公園の問題でございますけれども、実は、私もこれは県議時代から深くかかわっておりまして、議会の皆様方もご案内のように、あれがあの部分にできるときから、実は議論があっておりまして、何であの右岸でなくて左岸の方につくらないのかと、左岸だったら浦上川の南伸道路の計画もあるし、そして土砂もあちらの、どちらかといえば、中部下水処理場の絡みもありまして、あそこに土砂がかなり溜まっているので、左岸の方につくることが方がいいんじゃないかという議論が当時から実はあっていました。しかし、当時の県の方の説明では、当時、右岸の方の護岸がたしか2カ所でしたか、三菱球場側も含めて、もう壊れて破壊されているので、その復旧も含めて、どうしてもやはり県の方でこれはしなくてはいけないという形で、いわゆる右岸の方の細長いウナギの寝床みたいな公園ができ上がったという経過がございます。

そういうことで、今、松尾議員もご指摘のように、あそこは非常に、出口は稲佐橋の方にございますが、入口の方が非常に狭うございますので、梁川公園の前のたしか米屋さんですかね、あそここのところの部分を広げて、そして公園の方に入る道を広げてもらいませんかと、そして公園の整備、県も今、いろいろやっけていただいていますけれども、植栽をしたり、照明をしたり、今ご指摘のようにトイレとか、いろんなそういうものを整備していただませんか、そういう一連の整備が終わりましたら、市の方で引き取らせていただいても結構ですという、実は私ども内部の協議も含めて、県に対する申し出も含めて実はしております。しかし、なかなか事態が進まないということでございまして、これは私どもも非常に大事なことだと思いますので、ですから、今、議員ご指摘の場所につきましては、県の方の管轄の場所でございます、私どもとしては、今のところ全く関与できないということでございまして、そういう整備ができましたら、ぜひ市の方の管理としてさせていただきたいということも含めて、ぜひ長崎市選出の15名の県議団もいらっしゃいますので、一緒になった形でぜひお願いをさせていただきたい。大事な場所だと、私は議員ご指摘の点も踏まえて考えておりますので、よろしくお願ひさせていただきますと思います。

以上でございます。

○24番（松尾敬一君） 触れられませんでした、今、市長の答弁を聞いておりますと、最終的には、事故責任は県にあるということで理解をしたいと思いますが、よろしいですか。

助役さんがうなずいておられますので、そういうことで理解をしていきたいと思ひます。

先ほど本壇から、あるいはここでも申しましたように、特に市民は、この浦上川右岸については、もう公園の感覚でありますので、水飲み場あるいは照明等、早急に整備をして、通路の関係はいろんな制約があるんでしょうけれども、そこはそことして、市民にとって使いやすい場所に早々に整備をするように要望をしておきたいというふうに思ひます。

それから、行革については、先ほど囑託の定数をとということでお話をしましたが、担当部長の方から、これまでの配置をしているものの精査をし

ながら、今後、取り組んでいきたいということで理解をしていきたいと思ひますが、安易に正規職員の定数の減少をここいらで肩代わりというか、しんどい仕事を囑託にという感じにならないように、今後とも厳しい運営をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、立神小学校の関係ですが、今、地元との協議会の中で、本格的な活用については早々にということでありまして、特にこの地域は高齢化が進んでおりますし、そういった意味でのまちづくり協議会もつくりながら、いろんな工夫をしながらの「次の立神」ということで考えてもおられます。残念ながら、ここの立神小学校の上の立神保育所も閉園をして、まだそのままになっております。ここいらも含めて、人が住まない建屋は早々に痛みがきますので、例えばふれあいセンター等、地元の要望に沿う形で、立神小学校の跡地が有効に活用できるように精力的な検討を求めたいというふうに思ひます。

それから、あぐりの丘の関係では、一定、説明がっておりますが、園芸療法の関係では、老人デイケアの関係とか、あるいは練馬区では区民の農園とか、こういったことで園芸療法が取り組まれています。まず長崎市は、いこいの里でガーデニングの講習会ということですが、ぜひ本格的な園芸療法を勉強いただいて、あぐりの丘を福祉の拠点にということも含めて、ぜひご検討をいただきたいというふうに思ひます。

それから、ねずみ島公園の関係ですが、お伺いすると、この水泳道場が再来年ですか、100年という節目の年を迎えられるそうです。記念行事等も考えられておられるようですが、先ほど質問しました階段の部分とかは、もうスロープ化しておりますし、山頂の部分は高木が生い茂って、とても人が入れる状態ではございません。そういった意味では、夏は地元の方々もキャンプ等に活用されることも毎年行われておりますし、再整備をとということではありませんが、補修をできる形、あるいは一般でも活用できるような具合で修繕をすることでの要望をしておきたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

○議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =